

「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について（新旧対照表）

新			旧		
	国自総第	510号		国自総第	510号
	国自貨第	118号		国自貨第	118号
	国自整第	211号		国自整第	211号
	平成15年	3月10日		平成15年	3月10日
一部改正	国自総第	330号	一部改正	国自総第	330号
	国自貨第	94号		国自貨第	94号
	国自整第	96号		国自整第	96号
	平成18年	10月27日		平成18年	10月27日
一部改正	国自総第	588号	一部改正	国自総第	588号
	国自貨第	165号		国自貨第	165号
	国自整第	180号		国自整第	180号
	平成19年	3月30日		平成19年	3月30日
一部改正	国自安第	55号	一部改正	国自安第	55号
	国自貨第	73号		国自貨第	73号
	国自整第	48号		国自整第	48号
	平成21年	9月28日		平成21年	9月28日
一部改正	国自安第	119号	一部改正	国自安第	119号
	国自貨第	116号		国自貨第	116号
	国自整第	93号		国自整第	93号
	平成21年	11月20日		平成21年	11月20日
一部改正	国自安第	9号	一部改正	国自安第	9号
	国自貨第	12号		国自貨第	12号
	国自整第	7号		国自整第	7号
	平成22年	4月28日		平成22年	4月28日
一部改正	国自安第	169号			
	国自貨第	140号			
	国自整第	144号			
	平成23年	3月31日			

各地方運輸局自動車交通部長 殿	各地方運輸局自動車交通部長 殿
（関東・近畿）運輸局自動車監査指導部長 殿	（関東・近畿）運輸局自動車監査指導部長 殿
各地方運輸局自動車技術安全部長 殿	各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿	沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車交通局安全政策課長
自動車交通局貨物課長
自動車交通局技術安全部整備課長

貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について

鉄道事業法等の一部を改正する法律(平成14年法律第77号)が平成15年4月1日から施行されることに伴い、貨物自動車運送事業輸送安全規則(平成2年運輸省令第22号。以下「規則」という。)について見直しが行われたところであるが、これに併せ、過去の通達により周知徹底されてきた各規定の趣旨及び施行に当たっての留意点のうち、現在もその意義を有しているもの並びに今回の見直しにおいて改正された規定のうち重要なものの趣旨及び施行に当たっての留意点について整理の上、下記のとおりとりまとめたので、業務の実施に遺漏なきよう取り計らわれたい。

なお、本通達の制定に伴い、「貨物自動車運送事業輸送安全規則の細部取扱について」(平成2年9月20日付け貨技第88号。以下「旧通達」という。)は、本年3月31日限りで廃止する。

記

第2条の2 ～ 第6条 (略)

第7条 点呼等

1. 第1項、第2項及び第3項関係(別紙2参照)

(1) ～ (3) (略)

(4) 「国土交通大臣が定めた機器」とは、営業所又は車庫に設置した装置(以下「設置型端末」という。)のカメラ、若しくは運転者が携帯する装置(以下「携帯型端末」という。)のカメラによって、運行管理者等が運転者の酒気帯びの有無、疾病、疲労等の状況を随時確認でき、かつ、乗務前点呼及び乗務後点呼において、当該運転者の酒気帯びの状況に関する測定結果を、運行管理者等の営業所の設置型端末へ自動的に記録及び保存するとともに当該運行管理者等が当該測定結果を確認できるものをいう。

(5) 同一の事業者内のGマーク営業所において、(4)の機器を用い、営業所間又は営業所と車庫間で行う点呼(以下、「IT点呼」という。)は、以下に定めるところにより行うものとする。

自動車交通局安全政策課長
自動車交通局貨物課長
自動車交通局技術安全部整備課長

貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について

鉄道事業法等の一部を改正する法律(平成14年法律第77号)が平成15年4月1日から施行されることに伴い、貨物自動車運送事業輸送安全規則(平成2年運輸省令第22号。以下「規則」という。)について見直しが行われたところであるが、これに併せ、過去の通達により周知徹底されてきた各規定の趣旨及び施行に当たっての留意点のうち、現在もその意義を有しているもの並びに今回の見直しにおいて改正された規定のうち重要なものの趣旨及び施行に当たっての留意点について整理の上、下記のとおりとりまとめたので、業務の実施に遺漏なきよう取り計らわれたい。

なお、本通達の制定に伴い、「貨物自動車運送事業輸送安全規則の細部取扱について」(平成2年9月20日付け貨技第88号。以下「旧通達」という。)は、本年3月31日限りで廃止する。

記

第2条の2 ～ 第6条 (略)

第7条 点呼等

1. 第1項、第2項及び第3項関係(別紙2参照)

(1) ～ (3) (略)

(4) 「国土交通大臣が定めた機器」とは、営業所に設置したカメラによって運行管理者等が運転者の酒気帯びの有無、疾病、疲労等の状況を随時確認でき、かつ、乗務前点呼及び乗務後点呼において、当該運転者の酒気帯びの状況に関する測定結果を自動的に記録及び保存することで当該運行管理者等が当該測定結果を確認できるものをいう。

(5) 同一の事業者の複数のGマーク営業所の点呼を、一のGマーク営業所において一括して(4)の機器を活用した点呼(以下、「IT点呼」という。)により行う場合は、以下に定めるところにより行うものとする。

なお、点呼は原則として対面により行うことが望ましいことから、IT点呼を行う時間帯は、閑散時間帯(連続する8時間以内であって、原則、深夜、早朝をいう。以下同じ。)とすること。

① IT点呼の実施方法

ア IT点呼を行う営業所（以下「IT点呼実施営業所」という。）及びIT点呼を受ける運転者が所属する営業所（以下「被IT点呼実施営業所」という。）には、設置型端末を設置するものとする。

イ 運行管理者等はIT点呼実施営業所の設置型端末を使用し、IT点呼を行うものとする。なお、IT点呼の際、運転者の所属する営業所名及び運転者のIT点呼場所を確認するものとする。

ウ 運転者は、被IT点呼実施営業所又は当該営業所の車庫において、設置型端末又は携帯型端末の何れかを使用しIT点呼を受けるものとする。

エ 点呼は対面により行うことが原則であることから、IT点呼の実施は、1営業日のうち連続する16時間以内とする。

ただし、営業所と当該営業所の車庫が離れていることにより、対面で点呼を行うことが困難な場合において、当該営業所と当該営業所の車庫の間でIT点呼を実施する場合にあってはこの限りではない。

② 運行管理及び整備管理関係

ア 営業所間（営業所と他の営業所の車庫との間を含む。以下同じ。）においてIT点呼を実施した場合、規則第7条第5項の規定に基づき点呼等の内容を記載する帳票等（以下「点呼簿」という。）に記録する内容を、IT点呼実施営業所及び被IT点呼実施営業所の双方で記録し、保存すること。

イ 営業所間においてIT点呼を実施した場合、IT点呼実施営業所の運行管理者等は、点呼実施後、速やかに（原則、翌営業日以内とする。）、その記録した内容を被IT点呼実施営業所の運行管理者等に通知し、通知を受けた当該運行管理者等は、IT点呼実施営業所の名称、IT点呼実施者の名前及び通知の内容を点呼簿へ記録し、保存すること。

ウ 営業所間においてIT点呼を実施する場合、被IT点呼実施営業所の運行管理者等は、IT点呼実施営業所において適切なIT点呼が実施できるよう、あらかじめ、点呼に必要な情報をIT点呼実施営業所の運行管理者等に伝達すること。

エ 上記事項その他IT点呼の運用に関し必要な事項については、運行管理規程に明記するとともに、運行管理者、運転者等の関係者に周知すること。

オ（略）

③（略）

(6)（略）

(7) 同一敷地内に複数の営業所が所在するグループ企業（資本関係があるグループ企業をいう。）が、当該敷地内の一のGマーク営業所の運行管理者等により、閑散時間帯（連続する8時間以内であって、原則、深夜、早朝をいう。）に対面による点呼を以下に定めるところにより行った場合は、当該運転者が所属する営業所の補助者との「対面」による点呼に代えることができるものとする。

(8) ～ (9)（略）

2. 第4項関係

① 運行管理及び整備管理関係

ア 規則第7条第4項の規定に基づき点呼等の内容を記載する帳票等（以下「点呼簿」という。）に記録する内容を、双方の営業所で記録し、保存すること。

イ IT点呼を行う営業所（以下「IT点呼実施営業所」という。）の運行管理者等は、点呼実施後、速やかに（原則、翌営業日以内とする。）、その記録した内容を運転者が所属する営業所の運行管理者等に通知し、通知を受けた営業所の運行管理者等は、IT点呼実施者の名前、IT点呼実施営業所の名称及び通知の内容を点呼簿へ記録し、保存すること。

ウ IT点呼を受ける運転者が所属する営業所（以下「被IT点呼実施営業所」という。）の運行管理者等は、IT点呼実施営業所において適切な点呼が実施できるよう、あらかじめ、点呼に必要な情報をIT点呼実施営業所の運行管理者等に伝達すること。

エ アからウまでの取扱いについては、運行管理規程に明記するとともに、運行管理者、運転者等の関係者に周知すること。

オ（略）

②（略）

(6)（略）

(7) 同一敷地内に複数の営業所が所在するグループ企業（資本関係があるグループ企業をいう。）が、当該敷地内の一のGマーク営業所の運行管理者等により、閑散時間帯に対面による点呼を以下に定めるところにより行った場合は、当該運転者が所属する営業所の補助者との「対面」による点呼に代えることができるものとする。

(8) ～ (9)（略）

2. 第4項関係

(1) ～ (2) (略)

(3)「アルコール検知器を営業所ごとに備え」とは、営業所若しくは営業所の車庫に設置され、営業所に備え置き（携帯型アルコール検知器等）又は営業所に属する事業用自動車に設置されているものをいう。

(4) ～ (5) (略)

(6)「アルコール検知器を用いて」とは、対面ではなく電話その他の方法で点呼をする場合には、運転者に携帯型アルコール検知器を携行させ、又は自動車に設置されているアルコール検知器を使用させ、及び当該アルコール検知器の測定結果を電話その他の方法（通信機能を有し、又は携帯電話等通信機器と接続するアルコール検知器を用いる場合にあつては、当該測定結果を営業所に電送させる方法）で報告させることにより行うものとする。

営業所と車庫が離れている等の場合において、運行管理者等を車庫へ派遣して点呼を行う場合については、営業所の車庫に設置したアルコール検知器、運行管理者等が持参したアルコール検知器又は自動車に設置されているアルコール検知器を使用することによるものとする。

3. 第5項関係 (略)

第8条 ～ 第31条 (略)

附 則

本通達中第9条の4 1.、第10条4. 及び第23条4. (1)の「国土交通省自動車交通局安全政策課が把握した事業用自動車の運転者による事故に関する情報」による取扱いについては、平成15年8月1日から開始するものとし、今後、別途定めることとする。それまでの間は、旧通達により取り扱うこと。

附 則（平成18年10月27日付け国自総第330号、国自貨第94号、国自整第96号）

改正後の通達は、平成18年10月27日から適用する。

附 則（平成19年3月30日付け国自総第588号、国自貨第165号、国自整第180号）

改正後の通達は、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成21年9月28日付け国自安第55号、国自貨第73号、国自整第48号）

改正後の通達は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成21年11月20日付け国自安第119号、国自貨第116号、国自整第93号）

改正後の通達は、平成21年12月1日から施行する。

(1) ～ (2) (略)

(3)「アルコール検知器を営業所ごとに備え」とは、営業所に設置され、営業所に備え置き（携帯型アルコール検知器等）又は営業所に属する事業用自動車に設置されているものをいう。

(4) ～ (5) (略)

(6)「アルコール検知器を用いて」とは、対面ではなく電話その他の方法で点呼をする場合には、運転者に携帯型アルコール検知器を携行させ、又は自動車に設置されているアルコール検知器を使用させ、及び当該アルコール検知器の測定結果を電話その他の方法（通信機能を有し、又は携帯電話等通信機器と接続するアルコール検知器を用いる場合にあつては、当該測定結果を営業所に電送させる方法）で報告させることにより行うものとする。

営業所と車庫が離れている場合等、運行管理者等を車庫へ派遣して点呼を行う場合については、運行管理者等が持参したアルコール検知器又は自動車に設置されているアルコール検知器を使用することによるものとする。

3. 第5項関係 (略)

第8条 ～ 第31条 (略)

附 則

本通達中第9条の4 1.、第10条4. 及び第23条4. (1)の「国土交通省自動車交通局安全政策課が把握した事業用自動車の運転者による事故に関する情報」による取扱いについては、平成15年8月1日から開始するものとし、今後、別途定めることとする。それまでの間は、旧通達により取り扱うこと。

附 則（平成18年10月27日付け国自総第330号、国自貨第94号、国自整第96号）

改正後の通達は、平成18年10月27日から適用する。

附 則（平成19年3月30日付け国自総第588号、国自貨第165号、国自整第180号）

改正後の通達は、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成21年9月28日付け国自安第55号、国自貨第73号、国自整第48号）

改正後の通達は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成21年11月20日付け国自安第119号、国自貨第116号、国自整第93号）

改正後の通達は、平成21年12月1日から施行する。

附 則（平成22年4月28日付け国自安第9号、国自貨第12号、国自整第7号）

改正後の通達は、平成22年4月28日から施行する。ただし、第7条に2. を加える改正規定、同条3.（1）⑤、（2）及び（3）の改正規定並びに第21条の改正規定は、平成23年5月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日付け国自安第169号、国自貨第140号、国自整第144号）

改正後の通達は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第7条2.（3）、（6）の改正規定は、平成23年5月1日から施行する。

別紙1 ～ 別紙2 （略）

附 則（平成22年4月28日付け国自安第9号、国自貨第12号、国自整第7号）

改正後の通達は、平成22年4月28日から施行する。ただし、第7条に2. を加える改正規定、同条3.（1）⑤、（2）及び（3）の改正規定並びに第21条の改正規定は、平成23年4月1日から施行する。

別紙1 ～ 別紙2 （略）

(報告書の例 1)

I T 点呼に係る報告書

(新規)

平成 年 月 日

〇〇運輸局 〇〇運輸支局長 殿

住 所 _____
 氏名又は名称 _____
 代表者氏名 _____ 印
 (連絡先) 担当者 _____ 電話番号 _____

I T 機器を用いた点呼を下記のとおり行いたいので関係書類を添えて報告します。

記

1. I T 点呼を行う営業所・車庫

営業所・車庫名称 (I T 点呼実施側又は I T 点呼を受ける側の別を記載)	I T 点呼の実施位置	G マーク認定番号及び認定の有効期間	使用する I T 機器の名称	I T 点呼を行う時間帯

2. I T 点呼開始予定日 平成 年 月 日

3. 添付書類

I T 機器のパンフレット等、性能が分かる書面

4. 自認事項 (次の項目に該当する場合は、 にチェック (✓) を記入)

I T 点呼を行う施設は、都市計画法等関係法令の規定に抵触せず、かつ、同施設の使用権原を有するものである。

(報告書の例 1)

I T 点呼に係る報告書

(新規)

平成 年 月 日

〇〇運輸局 〇〇運輸支局長 殿

住 所 _____
 氏名又は名称 _____
 代表者氏名 _____ 印
 (連絡先) 担当者 _____ 電話番号 _____

I T 機器を用いた点呼を下記営業所間で行いたいので関係書類を添えて報告します。

記

1. I T 点呼を行う営業所

営業所名称 (I T 点呼実施側又は I T 点呼を受ける側の別を記載)	営業所の位置	G マーク認定番号及び認定の有効期間	営業所に設置する I T 機器の名称	I T 点呼を行う時間帯

2. I T 点呼開始予定日 平成 年 月 日

3. 添付書類

I T 機器のパンフレット等、性能が分かる書面

(報告書の例 2)

I T 点呼に係る報告書

(変更・終了)

平成 年 月 日

〇〇運輸局 〇〇運輸支局長 殿

住 所 _____
 氏名又は名称 _____
 代表者氏名 _____ 印
 (連絡先) 担当者 _____ 電話番号 _____

I T 機器を用いた点呼を下記のとおり (変更・終了) したいので報告します。

記

1. 変更又は終了する営業所・車庫

営業所・車庫名称 (I T 点呼実施側又は I T 点呼を受ける側の別を記載)	I T 点呼の実施位置	・終了の場合「終了」 ・追加の場合「Gマーク認定番号及び認定の有効期間」	使用する I T 機器の名称	I T 点呼を行う時間帯

2. 変更日又は終了日 平成 年 月 日

3. 添付書類

追加、変更される I T 機器のパフレット等、性能が分かる書面

4. 自認事項 (次の項目に該当する場合は、にチェック (✓) を記入)

I T 点呼を行う施設は、都市計画法等関係法令の規定に抵触せず、かつ、同施設の使用権原を有するものである。

別紙 5 ~ 別紙 6 (略)

別添 (略)

(報告書の例 2)

I T 点呼に係る報告書

(変更・終了)

平成 年 月 日

〇〇運輸局 〇〇運輸支局長 殿

住 所 _____
 氏名又は名称 _____
 代表者氏名 _____ 印
 (連絡先) 担当者 _____ 電話番号 _____

I T 機器を用いた点呼を下記のとおり (変更・終了) したいので報告します。

記

1. 変更又は終了営業所

営業所名称 (I T 点呼実施側又は I T 点呼を受ける側の別を記載)	営業所の位置	・終了の場合「終了」 ・追加の場合「Gマーク認定番号及び認定の有効期間」	営業所に設置する I T 機器の名称	閑散時間帯 (I T 点呼を行う時間帯)

2. 変更日又は終了日 平成 年 月 日

3. 添付書類

追加、変更される I T 機器のパフレット等、性能が分かる書面

別紙 5 ~ 別紙 6 (略)

別添 (略)